

# 専門展示会出展助成金募集要領（令和8年度版）

## 1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内の意欲ある中小企業が自社の製品や技術力をPRするために、自らが選んだ県外で開催される専門展示会や見本市（以下「展示会等」という。）に出展する場合に必要な経費の一部を助成することにより、販路開拓の支援を行います。

## 2. 助成対象となる企業等

- (1) 島根県内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条に定める中小企業者。
- (2) 原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品等の製造等を行っている者。

※ただし、経営革新計画（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づき知事の承認を受けた計画）の承認を受けた企業グループ（以下「承認企業」という。）についてはこの限りではありません。

## 3. 助成対象となる展示会等

- (1) 島根県外かつ日本国内で開催される全国的な規模の展示会等
- (2) 展示会等の分野は、環境、福祉、住環境、機械金属及びエレクトロニクス等のいずれかの分野の展示会等に限る。

※ただし、承認企業についてはこの限りではありません。

- (3) 時期については、令和8年4月10日から令和9年3月31日までに開催されるもの。  
※ただし、開催日が対象期間内であれば、申込日が対象期間以前でも助成対象となります。
- (4) その他

- ・なお、財団が申込を行うブースにて出展をする場合は、助成対象から除きます。
- ・国や県等から同一の事業について他の補助金等の補助を受けている経費は、助成対象から除きます。  
ただし、財団代表理事理事長が特に認める場合や、市町村や市町村の運営する団体が独自に実施する補助金等はこの限りではありません。

## 4. 助成対象となる経費

次に掲げるもので、(1)を除いては交付決定日以降に発生する経費を対象とします。ただし、4月中に開催される展示会に限っては、やむを得ず3月以前に生じた経費のうち、必要かつ適当と認められる経費を対象に含めます。

- (1) 出展小間料

出展期間中の出展小間料

※小間料に付随する経費（保険料、バリューアップシステム料、ガイドブック登録料等）について、小間料とパッケージ料金になっている場合については経費として認めます。その際、根拠となる書類（出展要項など）をご提出下さい。オプション料金（角小間料など）については、対象外です。

- (2) 小間装飾費

小間の装飾費、出展に必要な資材費（ポスター・パネル作成等）、リース代（出展期間中に会場で使用する机・イス等）、会場での光熱水費等

- (3) 旅費

展示会等に参加する際に掛かる交通費および宿泊費  
原則1事業者につき1人分とし、ガソリン代は対象外です。

- (4) 輸送費

展示物の輸送に掛かる経費 ※販売用商品の輸送経費は対象外です。

## 5. 助成率及び上限金額について

三菱マヒンドラ農機株式会社またはリョーノーファクトリー株式会社と直接・間接の取引があり、売上全体の5%以上の取引を有する企業（直近決算期または直近3か年の決算期時点の平均のいずれか）は特別枠、それ以外の企業は一般枠の助成率及び上限金額を適用します。

(1) 一般枠：助成率1/2以内(千円未満切り捨て)とし、上限を30万円とします。

ただし、承認企業については上限を90万円とします。

(2) 特別枠：助成率3/4以内(千円未満切り捨て)とし、上限を45万円とします。

## 6. 助成の制限

同一年度内における県内事業者への助成は原則として1回までとします。なお、承認企業の出展は、承認を受けた経営革新計画に基づき、全てのグループ構成員が連携して取り組む展示会等に限り、また、承認企業については、承認企業として出展するほか、自社単独で1回出展できることとします。

なお、同一展示会等で承認企業、単独企業それぞれで出展する場合は併用での申請はできません。

## 7. 募集期間

令和8年4月10日から随時募集します。ただし、予算額に達した時点で終了となります。

## 8. 申請の方法

(1) 助成金交付要綱、申請様式、計画書・報告書については、財団ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①助成金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第1号別紙）

③出展製品パンフレット

④直近2期分の決算書類

⑤県が課税する全税目に滞納の徴収金がないことを証明する納税証明書（3ヶ月以内発行、写し可）

⑥会社概要

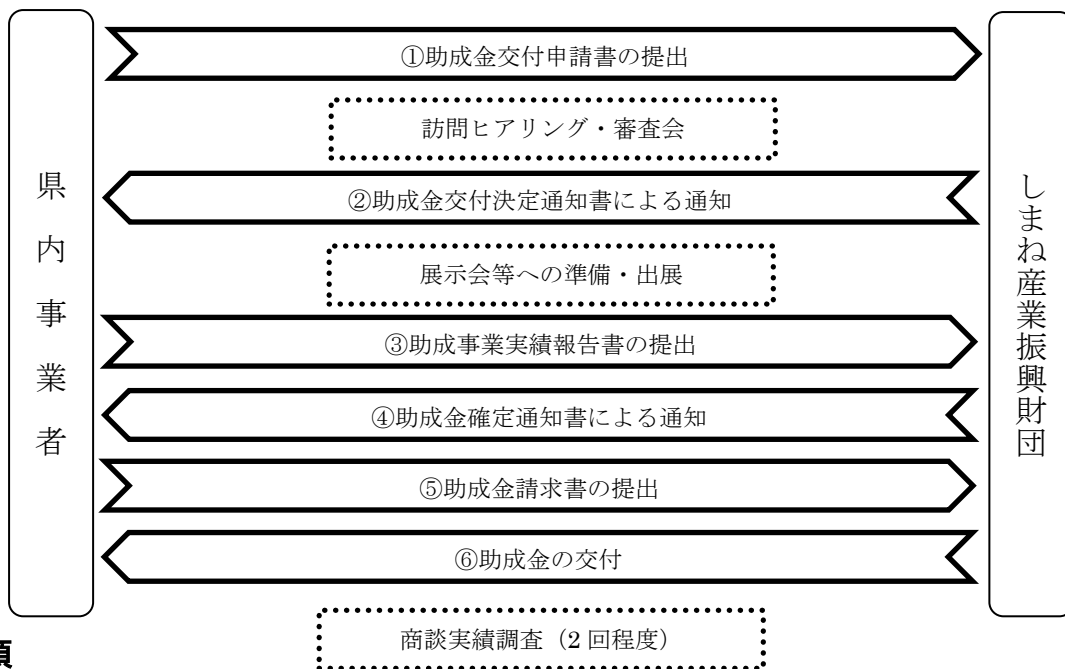
⑦承認企業のみ：経営革新計画の承認書類の写し（申請書類を含む）

※同一の展示会出展に対し市町村等の助成金を受けている場合は必ずお申し出ください。

※承認企業として申請をする場合、④～⑥の書類につきましては、各社毎にご提出ください。

(3) 申請書は、必ず展示会等への出展前にご提出ください。

## 9. 申請の流れ



## 10. 注意事項

- 実績報告において出展確認を行いますので、展示会等の当日の出展状況がわかる写真（ブース全体、出展状況等）を数枚ご用意ください。
- 展示会等の終了後一定期間（原則2年間）は、商談進捗状況について適宜調査を行いますので、ご協力をお願いします。

### 公益財団法人 しまね産業振興財団

販路支援課 取引支援グループ

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

TEL : 0852-60-5114 FAX : 0852-60-5116 E-mail : shinko@joho-shimane.or.jp